

長浜市放置自転車等移動・保管公告

長浜市自転車等放置の防止に関する条例（平成18年長浜市条例第82号）第11条第2項の規定により、次のとおり自転車を移動し保管しましたので、同条例第12条第1項の規定により公告します。

令和7年12月18日

長浜市長 浅見 宣義

- | | |
|---------------|------------------------------------|
| 1 移動理由 | 市道上に放置されていたため |
| 2 移動区域 | 放置禁止区域外（長浜市新庄寺町地先） |
| 3 移動日 | 令和7年12月18日 |
| 4 保管期間 | 公告の日から3か月 |
| 5 保管場所 | 今川雪寒基地（長浜市今川町176番地1） |
| 6 返還日時 | 業務日の午前9時から午後4時45分までの時間 |
| 7 返還手続 | 長浜市自転車等放置の防止に関する条例施行規則第6条及び第7条による |
| 8 引取りのない場合の措置 | 長浜市自転車等放置の防止に関する条例第12条第4項による |
| 9 連絡先 | 長浜市都市建設部道路河川課
電話番号 0749-65-6532 |



